

社会福祉法人和成会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和成会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 役員及び評議員が理事会、評議員会及び監事監査に出席した場合は、会議出席報酬として 1 回につき 3,000 円支給する。ただし、法人職員を兼ねる役員には支給しない。

（公表）

第 4 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 28 日（評議員会の議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。